

## DCプランナーのためのスキルアップ塾①

「スキルアップ公的年金」

## 2019年度の公的年金額の改定について

2019年度の公的年金の年金額の改定は、現役世代の賃金水準の変動に連動する改定となり、またマクロ経済スライドが4年ぶりに発動され、さらには前年度のキャリアオーバー分も清算されました。そこで本稿では、今回の年金額改定について解説していきます。



TIMコンサルティング 社会保険労務士  
原佳奈子 (はら かなこ)

プロフィール/年金・社会保障制度やライフプランに関する講演・執筆を行うほか、幅広い業界で研修企画・教育体系構築支援などに多数携わる。1級DCプランナー、1級FP技能士(CFP®)。現在、厚生労働省社会保障審議会年金部会委員、資金運用部会委員などの公職も務める。著書に「公的年金ガイドブック」(金融財政事情研究会)ほか。

## ●年金額改定の基本的な仕組み

年金額の改定は、賃金動向・物価動向といった短期的な経済動向を年金額に反映させる仕組みになっています。そして、既裁定者(68歳到達年度以後の既裁定者)であるか新規裁定者(68歳到達年度前の新規裁定者)であるかにより異なります。

原則として既裁定者は、購買力を維持する観点から物価変動率により、改定することとされています。

一方、新規裁定者は、現役世代の賃金水準に連動する仕組みで、名目手取り賃金変動率によって改定します。名目手取り賃金変動率とは、①前年の消費者物価指数(CPI)変動率、②2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と、③3年度前の可処分所得割合変化率を乗じたものです。ただし、物価変動率と名目手取り賃金変動率が共にプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)共に名目手取り賃金変動率を用いるなどの例外が定められています。

2019年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる物価変動率(1.0%プラス)が名目手取り賃金変動率(0.6%プラス)よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金共に名目手取り賃金変動率(0.6%

プラス)を用います。ただし、2018年度とは異なり、これが2019年度の年金額の改定率にそのまま適用されるわけではなく、今回はさらなる調整が掛かります。

## ●マクロ経済スライドの発動

マクロ経済スライドは、少子高齢化といった長期的な人口構造の変化に対応するため、2004年改正時に大きく変更された年金財政の枠組みの中に導入されたものです。保険料率を上限で固定した上で、給付額増大要因となる平均余命の伸長と、保険料負担能力の減少要因となる被保険者数の減少に着目して、時間をかけて年金給付水準を徐々に調整させることで、年金制度の持続可能性を確保し、将来世代の給付水準を確保しようとする世代間の分かち合いの仕組みです。

実際に、保険料水準は2017年に上限に達し固定され、固定された財源の範囲内で給付を賄うことができるよう、年金の給付額

を自動的に調整することとなっています。しかし、前年度の年金の名目額を下回らないようにする名目下限措置が採られているため、賃金変動率の低迷等が続いたことにより、2018年までのマクロ経済スライドの発動は2015年度のみとなっていました。

一方、マクロ経済スライドの調整率は、「公的年金全体の被保険者の変動率の実績」と「平均余命の伸びを勘案した一定率」で計算され、2019年度のスライド調整率は「▲0.2%」です。賃金や物価による年金額の伸びが「+0.6%」ですから、今年度はマクロ経済スライドが発動される条件が整ったわけです。具体的には、賃金や物価による年金額の伸び(+0.6%)から、スライド調整率(▲0.2%)を差し引いて、年金額が改定されます。しかし今回は、法改正によってさらなる調整が掛かることになります。

## ●キャリアオーバー分の調整

マクロ経済スライドは2004年改正で導入

図表1 マクロ経済スライドの調整の仕組み

(ある程度、賃金・物価が上昇した場合)

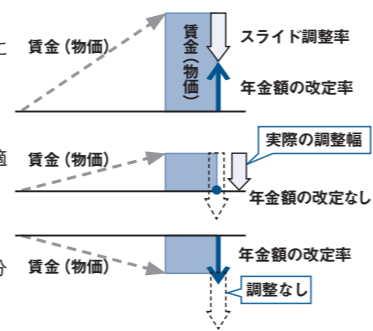
●賃金や物価について、ある程度の上昇局面にあるときは、完全にスライドの自動調整が適用され、給付の伸びが抑制される。  
→スライド調整率分の年金額調整が行われる。

(賃金・物価の伸びが小さい場合)

●賃金や物価について伸びが小さく、スライドの自動調整を完全に適用すると、名目額が下がってしまう場合には、名目額を下限とする。  
→スライド調整の効果に限定的になる。

(賃金・物価が下落した場合)

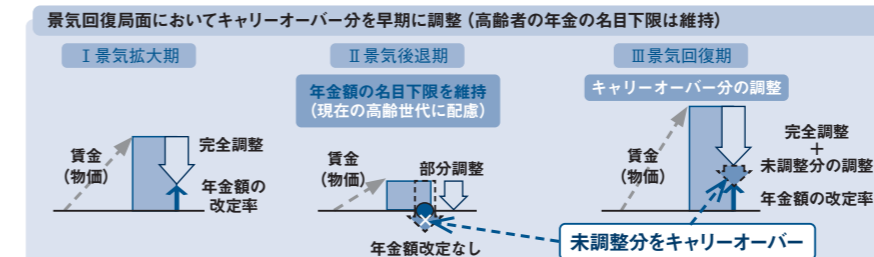
●賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、賃金・物価の下落率分は、年金額を引き下げるが、それ以上の引き下げは行わない。  
→スライド調整の効果が無くなる。



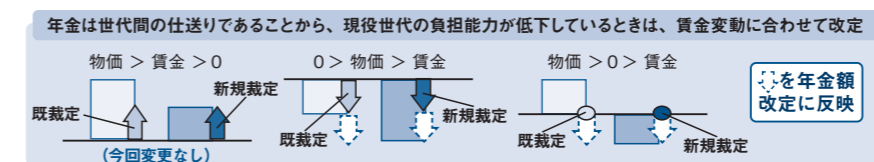
図表2 年金額の改定ルールの見直し

- 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。
- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。[2018年4月施行]
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。[2021年4月施行]

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し(少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応)



② 賃金・物価スライドの見直し(賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応)



されましたが、デフレが続いたため、調整が実際に発動されたのはこれまで2015年の1度だけでした。つまり、賃金が低下するなかであっても年金額は維持されてきたため、現在の受給者の給付水準(所得代替率)は上昇し、一方で、将来世代の給付水準は低下してしまうことになってしまいます。

そこで、マクロ経済スライドをできる限り早期に調整するという観点から、2016年改正により、2018年4月から、調整ルールを見直し、未調整分を翌年度以降に繰り越す仕組み(キャリアオーバー)が導入され、景気回復期にそれまでの未調整分も併せて調整することとされました。これは、2014年の財政検証のオプションIで示されたマクロ経済スライドのフル発動まではせず、高齢者の生活の安定を配慮して設定された名目下限措置が維持されたものとなっています。

2018年度は、年金額が据え置きとなったため、マクロ経済スライドは発動されず、調整率は翌年以降に繰り越されていました。このキャリアオーバー分は「▲0.3%」でしたが、今年度にマクロ経済スライドが発動され、さらに条件も整ったため、前年度のキャリアオーバー分も差し引かれることになりました。

従って、2019年度の年金額改定は、名目手取り賃金変動率「+0.6%」にマクロ経済ス

ライドによる2019年度のスライド調整率「▲0.2%」が適用され、さらに、2018年度に繰り越されたキャリアオーバー分である「▲0.3%」が差し引かれることになり、最終的な年金額の改定率は「0.1%プラス」となりました。

ちなみに、賃金・物価スライドについても、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付にするという観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合に、これまでのような例外的な扱いは行わず、賃金変動に合わせて改定する仕組みが徹底されることになっています(2021年施行)。この年金額改定ルールの見直しは、仮に、現在の現役世代の賃金がかかるような経済状況が起きた場合は、現在の受給者の年金額も現役世代の賃金変化に合わせて改定することで、若い世代が将来受給する年金給付水準を維持するためのものとなります。

年金額の改定ルールの見直しをまとめたものが図表2になります。

## ●2019年度の老齢基礎年金満額と国民年金保険料

老齢基礎年金については、20歳から60歳まで40年間、全ての期間、保険料を納めた人については、今年度は満額で780,100円(2019年度価格)の老齢基礎年金が支給されます。

(注)本稿に掲載した図表はいずれも、厚生労働省社会保障審議会第3回年金部会(2018年7月30日)の資料より作成。



780,100円(老齢基礎年金満額)＝  
780,900円(2004年改正で規定された基準額)×改定率(0.999)

また、国民年金の保険料は、2004年改正で決められた各年度の法定保険料の額に賃金・物価の変動によって定められた保険料改定率を乗じて決定されます。2017年度に上限(2004年度価格水準で16,900円)に達し、引き上げが完了しました。しかしその後、2019年4月から、国民年金第1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度(原則出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4カ月分が免除)が施行されることに伴い、2019年度分より、2004年度価格水準で、保険料が月額100円引き上がり、17,000円となりました。2019年度の保険料改定率は、0.965です。保険料は16,410円となっています。

## ●最後に

2019年度の年金額は、前年の物価変動率、賃金変動率について、物価変動率のほうが高くなったものの、両方共にプラスとなりました。従って、新規裁定者・既裁定者共に賃金変動率に基づいて改定され、マクロ経済スライドが4年ぶりに発動されました。さらに、2018年4月に施行されたマクロ経済スライドのキャリアオーバー制についても、同年度の繰越分を清算する形で、併せて調整率が掛かりました。これは、少子高齢化が進むなか、今の現役世代やその次の世代である将来世代の給付水準を保つための対応策になります。

公的年金の額の改定や将来の給付について説明する際は、その背景や理由、そして今採られている対応策まで説明することで、多くの人たちが納得できるようになるものと考えます。